

豊橋市道路用地寄附受納取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路用地として私有地の寄附を受け、市道として一般交通の用に供するために必要な基準を定め、道路の適正な維持管理を図ることを目的とする。

(用地形態基準)

第2条 私道及び建築基準法第42条第1項5号（昭和25年法律第201号）に基づく位置の指定を受けている道路（以下「位置指定道路」という。）等について、寄附により市道とすることができる道路は、次に掲げる要件に適合したものでなければならない。

1 既存の私道は、次に掲げる要件を満たしたものであること。

（1）愛知県都市計画決定（昭和45年11月24日愛知県告示第923号）施行前に築造された通り抜け道路であること。また、愛知県都市計画決定施行後に築造された場合においては、隣接する土地の75パーセント以上に住宅（個人住宅及び集合住宅）があり、当該地以外の者も利用している通り抜けの道路であること。（参考図参照）

（2）道路の幅員は、有効幅員4m以上6m以下であること。

（3）道路管理者（豊橋市）が舗装した履歴がないこと。ただし、その後個人が舗装の打ち直しを行っている場合にはこの限りではない。

2 位置指定道路は、次に掲げる要件を満たしたものであること。

（1）起終点が国県市道に接し通り抜けが可能であること。ただし、起点が国県市道に接している位置指定道路であって、行き止まりとなっている道路の延長が35メートル以下のものはこの限りでない。

（2）道路の幅員は、有効幅員が4m以上6m以下であること。ただし、その位置の指定日が平成13年度以前のもの、又はその位置の指定日が明らかでないものは、道路幅員が4m以上であること。

（3）道路管理者（豊橋市）が舗装した履歴がないこと。ただし、その後個人が舗装の打ち直しを行っている場合にはこの限りではない。

（4）位置指定道路にのみ接する区画が3以上であり、隣接する土地の75パーセント以上に住宅（個人住宅及び集合住宅）があること。（参考図参照）

（5）位置指定道路の交差形状は、隅切り部を除く隣の交差点等との距離が15m以上であること。また、対側に市道がある場合は、位置指定道路の中心線が公道の隅切り部を除く幅員に入っていること。ただし、市街化区域内で、どのような配置においても両側の交差点距離等が確保できない場合には、2m分までは縮減できるものとする。（参考図参照）

（6）行き止まりとなっている位置指定道路については、交差点から道路終端が確認でき、屈曲は1箇所までとすること。また、交差点から15m以内は屈曲させないこと。（参考

図参照)

- 3 建築基準法第 42 条第 2 項に基づき行政庁の指定した道路の中心線から 2m 部分の用地（以下「セットバック」という。）は、寄附用地の対側セットバック部分 2m を含み有効幅員 6m までを寄附できるものとする。また、少なくとも一方が交差点まで一定幅員で連続するものとする。ただし、両側 2m のセットバックにおいてはその限りではない。なお、市街化区域内は、セットバック用地（隅切りを含む）の寄附にあたっては、次条によらず舗装及び排水施設の築造を求めないものとする。
- 4 市道の拡幅（セットバックを除く）は、少なくともその一方が交差点まで一定幅員で連続するものであり、有効幅員は 4m 以上 6m 以下とする。
- 5 現況道路敷内に個人の用地が入り込んでいる場合（以下「道路内民地」という。）には、道路内民地部分は現況のまま寄附を受けることができるものとする。

(構造基準)

第 3 条 交差点形状や舗装、側溝等については、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

- 1 交差点には両側の隅切りが確保されていること。ただし、用地が確保できない場合には、片側でも可とする。隅切りの斜辺の長さは次の各号のどちらかとし、他の二辺の長さが同じ二等辺三角形とすること。交差角が 75 度未満の場合は、鋭角側に必ず隅切りを設置し、その長さの下限値に 1 m を加えること。
 - (1) 交差点両側及び曲り角の場合：3m 以上 5m 以下（両側の差は 1m 以内とする）。
 - (2) 交差点片側のみの場合：4m 以上 5m 以下。
- 2 交差点の交差角は 75 度以上 90 度以下とすること。ただし、区域外道路との交差点で、地形上やむを得ない場合は、区域外道路又は寄附道路の交通が限定的な場合に限り 60 度まで緩和することができるものとする。
- 3 道路の舗装はアスファルトまたはコンクリート舗装とすること。なお、舗装構成は、豊橋市道路掘削及び路面復旧工事の施工に関する要綱を準用する。
- 4 路面排水等を河川・水路等まで排水する道路側溝等を設置すること。なお、道路側溝等を新設及び改修する場合は、次の各号の基準を満たさなければならない。
 - (1) 側溝等は JIS 規格品又は市が通常利用するものを市の一般的な施工方法にて設置すること。また原則、車道の側溝等の製品は耐荷重 25 トン以上とし、特殊なものは認めないこととする。
 - (2) 道路横断部は、横断用製品を使用すること。
 - (3) 異なる形状の側溝の接続及び 60 度以上屈曲がある場合は集水柵を設置すること。P U 3 型側溝は 5m に 1 箇所、スリット側溝は 20m に 1 箇所グレーチングを設置し、L 字側溝は 30m に 1 箇所雨水柵を設置すること。

- 5 道路の縦断勾配は、5%以内とすること。ただし、地形上やむを得ない場合は、12%まで緩和できることとする。なお6%を超える場合には、滑り止め対策を検討すること。また、交差点については、取り付け部を起点とし、停止線から6m以上の範囲を2.5%以内とすること。ただし、既設道路拡幅の場合は除く。（参考図参照）
- 6 道路の横断勾配は、1.5%の両勾配とすること。ただし、既設道路の場合は除く。
- 7 交差点部分には、停止指導線、T字マーク及び十字マークの表示をすること。
- 8 道路附属物に影響がある場合には、移設等をすること。
- 9 電柱等地上に設置されている占用物が寄附後の道路利用に支障となる場合には、管理者と協議のうえ移設等をすること。
- 10 寄附用地内には個人埋設物及び個人所有物がないこと。

（用地処理基準）

第4条 所有権や境界の明示等については、次に掲げる要件に適合したものでなければならない。

- 1 寄附用地内に所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、公法人及びこれに準ずる団体等が、公共の用に供する土地に対して設定した地上権、地役権等についてはこの限りではない。
- 2 分筆登記が完了しており、所有権移転登記が速やかにできること。
- 3 寄附用地の境界は、民地側からコンクリート杭で明示すること。ただし、コンクリート杭が物理的に設置困難な場合には、プラスチック杭又はビス止めプレートで明示すること。また、コンクリート杭又はプラスチック杭に鉋又はネジを打つのは不可とする。道路内民地については、この限りでない。

（寄附申出）

第5条 寄附申出者は、寄附を申請する前に寄附用地の現地調査確認を申し込まなければならない。

- 2 前項の調査確認の申し込みは、寄附申出調査依頼書（様式第1）により次に掲げる書類を添付して申し込むものとする。

- （1）位置図（案内図）
- （2）土地公図（写し）
- （3）求積図
- （4）全部事項証明書（写し）
- （5）占用物件調書（様式第4）
- （6）道路位置指定通知書（位置指定道路の場合）
- （7）写真（現地）
- （8）計画図（平面図・構造図・断面図等）

- 3 市長は、寄附申出調査依頼書を受けた場合には、審査を行いその結果を寄附申出調査結果通知書（様式第2）により通知しなければならない。

（寄附申請）

第6条 寄附の申請は、前条第3項による通知書の要件を満たす場合に行うことができる。

- 2 道路用地寄附申出書（様式第3）により寄附用地所有者全員の申出により、次に掲げる書類を添付して申し込むものとする。

- （1）位置図（案内図）
- （2）土地公図（写し）
- （3）地積測量図（含計算式）
- （4）全部事項証明書
- （5）占用物件調書（様式第4）
- （6）構造図（平面図・構造図・断面図等）
- （7）写真（現地）
- （8）私道の寄附の場合は要望書（様式第5）
- （9）寄附用地の隣地土地所有者の同意書（様式第6）
- （10）その他市長が必要と認めるもの

- 3 市長は、寄附の受理を決定した場合は、道路用地寄附通知書（様式第7）により速やかに寄附申出者に通知するものとする。

- 4 寄附申出者は、道路用地寄附通知書を受けた場合は、速やかに所有権移転登記に必要な書類を提出しなければならない。

（費用の負担等）

第7条 寄附にかかる手続きは、次により費用負担し行なうものとする。

- 1 豊橋市

- （1）所有権移転登記
- （2）道路内民地の寄附に係る印鑑証明書代金、分筆登記費
- （3）セットバックの寄附に係る分筆登記費

- 2 申出者

- （1）寄附申請に先立つ測量、分筆、杭、相続及び所有権以外の権利抹消等の登記
- （2）その他前項に掲げるもの以外

（その他）

第8条 市長が特に必要と認める場合は、前各条の規定にかかわらず寄附することができる。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 8 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に提出された第 5 条第 2 項の寄附申出調査依頼書に係る寄附申出から適用し、同日前に提出された同項の寄附申出調査依頼書に係る寄附申出については、なお従前の例による。

令和 年 月 日

豊橋市長 様

依頼者 住 所
氏 名

道 路 用 地 寄 附 申 出 調 査 依 頼 書

下記土地を道路用地として寄附したいので、調査されるよう依頼します。

記

土 地 の 所 在	地目	登記面積 (㎡)		寄附面積 (㎡)		土地所有者

位置指定の場合

指定年月日	令和 年 月 日	指定番号	第 号
-------	----------	------	-----

[添付書類]

1. 位置図（案内図）
2. 土地公図（写し）
3. 求積図
4. 全部事項証明書（写し）
5. 占用物件調書
6. 道路位置指定通知書（位置指定道路の場合）
7. 写真（現地）
8. 計画図（平面図（撮影方向入り）・構造図・断面図等）

令和 年 月 日

道 路 用 地 寄 附 申 出 調 査 結 果 通 知 書

様

豊橋市長

令和 年 月 日付で寄附申出調査依頼書の提出がありました用地については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1. 内 容

土 地 の 所 在	地 目	登記面積 (㎡)	寄附面積 (㎡)	備 考

2. 寄附の可否

☐ 寄附ができます。(ただし、3の条件を満たすこと)

☐ 寄附ができません。(理由は、4のとおり)

3. 寄附に係る条件

4. 寄附できない理由

建設部土木管理課 台帳グループ 担当

電話

ファックス

令和 年 月 日

豊橋市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

道 路 用 地 寄 附 申 出 書

下記土地を、道路用地として寄附します。

記

土 地 の 所 在	地 番	地 目	登記面積 (㎡)		寄附面積 (㎡)		備 考

[添付書類]

1. 位置図 (案内図)
2. 土地公図 (写し)
3. 地積測量図 (含 計算式)
4. 全部事項証明書
5. 占用物件調書
6. 写真 (現地)
7. 計画図 (平面図 (撮影方向入り)・構造図・断面図等)
8. そ の 他 ()

様式第 4

占 用 物 件 調 書

[illegible]

様式第 5

要 望 書

令和 年 月 日

豊橋市長 様

要望人 () 町自治会長

住所

氏名

申請人の下記土地について道路用地として豊橋市に管理してもらうことを要望します。

記

土 地 の 所 在	地 目	登記面積 (㎡)	寄附面積 (㎡)	備 考

申請人

住所

氏名

様式第 6

同 意 書

令和 年 月 日

土地所有者

様

土 地 の 所 在	地 目	登記面積（㎡）	寄附面積（㎡）	備 考

申請者の上記土地を道路用地として、豊橋市に寄附することを隣接土地所有者として同意いたします。また、隣接地を賃貸している場合には、借主に説明を行います。

なお建築基準法第 56 条第 1 項（道路斜線制限）に従う事に同意いたします。

（隣接土地所有者）

住 所	氏 名	印

{参考}

建築基準法第 56 条第 1 項（道路斜線制限）とは建築物の各部分の高さは、敷地の前面道路の反対側の境界線までの水平距離に住居系地域では 1.25 倍、その他の地域では 1.5 倍の数値を乗じた数値以下にしなければならない。

豊橋市長

かねてから本市の道路行政に深い関心をもたれ、ご協力いただいていますことを感謝申し上げます。

令和 年 月 日付けで申請のありました下記道路用地としての寄附申出につきましては、受理しましたのでお知らせいたします。

土 地 の 所 在	地 目	登 記 面 積	寄 附 面 積	備 考
		m ²	m ²	